

# 調布市パートナーシップ宣誓制度の実施に関する要綱

## 第1 目的

この要綱は、パートナーシップ関係にある2者がパートナーシップ関係にある旨の宣誓をしたことを証することにより、多様な性的指向・性自認の者の生活上の不便の軽減を図り、もって多様な生き方・暮らし方ができる社会の実現に資することを目的とする。

## 第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ関係 双方又はいずれか一方が多様な性的指向・性自認の者であり、かつ、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係をいう。
- (2) 多様な性的指向・性自認の者 自己の性別に関する認識が出生時に判定された性と一致しない者又は自己の恋愛若しくは性愛の対象となる性別が異性に限らない者をいう。

## 第3 宣誓

市長は、パートナーシップ関係にある2者で次の各号のいずれにも該当するものからパートナーシップ関係にあることの宣誓（以下「宣誓」という。）をしたい旨の申出があったときは、職員をして、これに立ち会うものとする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
  - ア 市内に住所を有すること。
  - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (3) 婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を

含む。)をしていないこと。

(4) 宣誓に係るパートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。

(5) 宣誓に係るパートナーシップ関係の相手方が民法第734条第1項本文に規定する直系血族若しくは3親等内の傍系血族又は第735条に規定する直系姻族でないこと。ただし、パートナーシップ関係にあることを約することを目的としてされた養子縁組による場合を除く。

2 宣誓は、当該宣誓をした2者が調布市パートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）の正本及び副本に自署することにより、これを行うものとする。

#### 第4 届出

宣誓をした2者は、市長にその旨を届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をしようとする2者は、調布市パートナーシップ宣誓届出書（第2号様式）並びに当該届出をしようとする2者が自署した宣誓書の正本及び副本に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 戸籍抄本、独身証明書その他の婚姻をしていないことが分かる書類（日本語以外の言語で記載されてる場合にあっては、その内容を日本語で説明する書類を含む。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

#### 第5 交付

市長は、第4第1項の規定による届出があったときは、調布市パートナーシップ宣誓受理証（第3号様式。以下「受理証」という。）の交付の可否を決定し、当該届出をした2者に対し、受理証及び宣誓書の副本を交付するものとする。

#### 第6 通称名の使用

市長は、第4第1項の規定による届出に当たり、当該届出者から通称名（本名以外の呼称で本名に代わるものとして日常的に使用するものをいう。以下同じ。）を使用したい旨の申出があったときは、受理証に当該通称名

を記載することができる。

## 第7 変更届等

第5の規定による受理証の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、第4第1項の規定による届出の内容に変更が生じたとき（第9各号に掲げるときを除く。）は、調布市パートナーシップ宣誓変更届（第4号様式）に変更内容が分かる書類を添付して、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の届出があった場合において、特に必要があると認めたときは、既交付の受理証と引き換えに、当該内容を反映した受理証を交付するものとする。

3 第6の規定は、前項の交付について準用する。

## 第8 再交付

受領者は、受理証を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、当該受理証と内容が同一である新たな受理証の再交付（以下「再交付」という。）を受けすることができる。

2 再交付を受けようとする者は、調布市パートナーシップ宣誓受理証再交付申請書（第5号様式）により、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、再交付をするものとする。

## 第9 返還

受領者は、次の各号のいずれかに該当したときは、受理証を市長に返還しなければならない。

(1) いずれか一方が死亡したときその他のパートナーシップ関係が解消されたとき。

(2) 第3第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

2 受領者は、前項の返還をするに当たっては、調布市パートナーシップ宣誓受理証返還届出書（第6号様式）を市長に提出することにより、これを行うものとする。

## 第10 取消等

市長は、受領者が偽りその他不正の行為により、受理証の交付の決定又は事業者等によるサービスの提供を受けたときは、当該受領者に係る受理証の交付の決定を取り消し、当該受理証及びこれに係る宣誓書（副本）の

返還を求めるものとする。

- 2 受領者は、前項の規定による返還の求めがあったときは、当該求めに係る受理証等を直ちに返還しなければならない。

#### 第 1 1 公表

市長は、受領者につき、第 9 第 1 項及び第 1 0 第 2 項の規定により返還が必要な場合において、当該返還がなされないときは、市ホームページへの掲載その他の市長が適当と認める方法により、当該返還に係る受理証の番号を公表するものとする。

#### 第 1 2 雑則

この要綱に規定するもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 1 5 日から施行する。

第1号様式（第3関係）

調布市パートナーシップ宣誓書

私たちは、調布市パートナーシップ宣誓制度の実施に関する要綱に基づくパートナーシップ関係にあることを、ここに宣誓します。

年 月 日

氏 名  
(通称名)

氏 名  
(通称名)

住 所

住 所

第 2 号様式（第 4 関係）

年 月 日

調布市長 宛

届出者 住所  
氏名

住所  
氏名

調布市パートナーシップ宣誓届出書

私たちは、パートナーシップ関係である旨の宣誓をしたため、調布市パートナーシップ宣誓制度の実施に関する要綱第 4 の規定により、関係書類を添付して届け出ます。

第 3 号様式（第 5 関係）

（表）

調布市パートナーシップ宣誓受理証	
宣誓日	年 月 日
おふたりが調布市パートナーシップ宣誓制度の実施に関する要綱に基づく宣誓をした旨、ここに証明します。	
氏 名 (通称名) 住 所	様 様
年 月 日	調布市長 印

（裏）

<p>○調布市は、多様な生き方・暮らし方ができる社会の実現を目指しています。</p> <p>○本受理証の提示があったときは、調布市パートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分に御理解いただきますようお願いいたします。</p>
特記事項
文書番号

第4号様式（第7関係）

年 月 日

調布市長 宛

届出者 住所  
氏名

住所  
氏名

調布市パートナーシップ宣誓変更届

調布市パートナーシップ宣誓制度の実施に関する要綱第4の規定により届け出た内容に変更が生じたことから、第7第1項の規定により、届け出ます。

変更前	変更後

※ 変更内容が分かる書類を添付してください。



第5号様式（第8関係）

年 月 日

調布市長 宛

申請者 住所  
氏名

調布市パートナーシップ宣誓受理証再交付申請書

年 月 日付けで交付を受けた調布市パートナーシップ宣誓  
受理証を紛失し、毀損し、又は汚損したので、再交付を申請します。

第 6 号様式（第 9 関係）

年 月 日

調布市長 宛

届出者 住所  
氏名

調布市パートナーシップ宣誓受理証返還届出書

調布市パートナーシップ宣誓制度の実施に関する要綱第 9 の規定により、  
年 月 日付けで交付を受けた調布市パートナーシップ宣誓受  
理証を返還します。

理由